



特240

143

書第一號)

昭和十七年三月

農繁期の共同作業と共同炊事及保育所

新潟縣
 大政翼賛會縣支部
 新潟縣農會
 產業組合中央會縣支會
 縣販賣購買利用組合聯合會

始

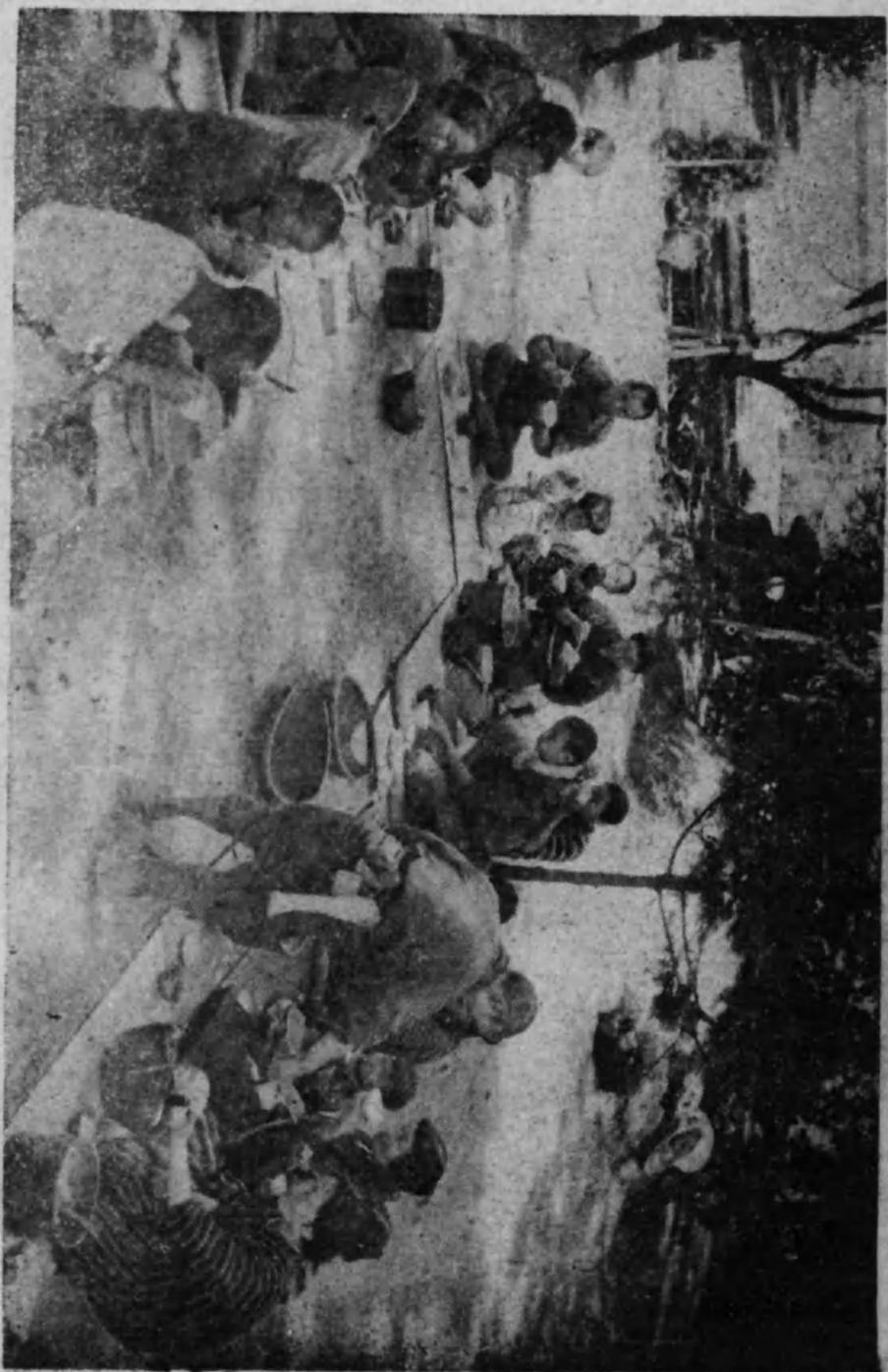


特240

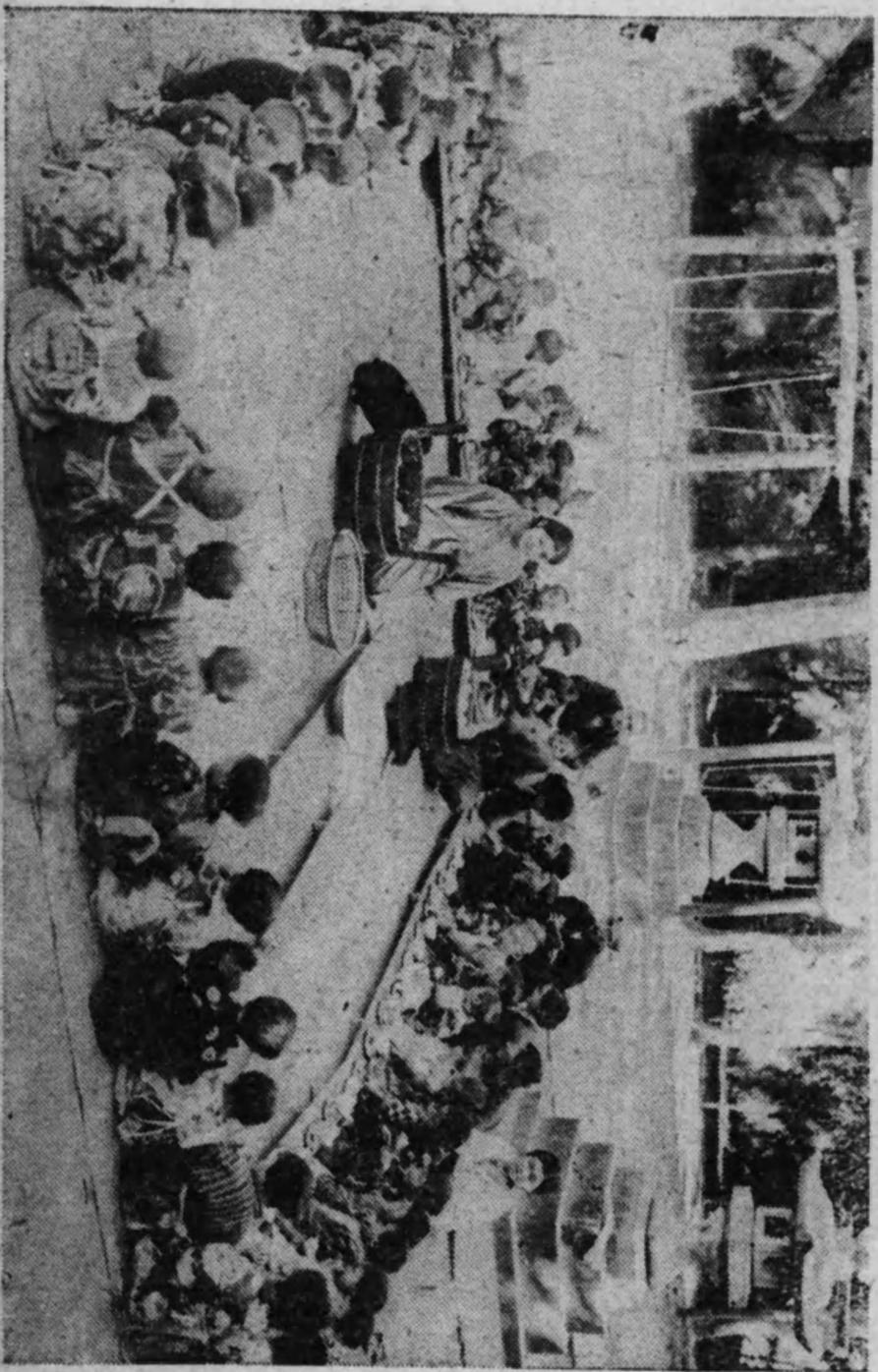
143

農業共同作業——(佐渡郡西三川村小泊實行組合ノ耕起整地作業)





農繁期共同炊事——(中野城郡保倉村岡澤實行組合ノ會食)



季節保育所——(北蒲原郡本崎村ノ給食)

はしがき

「何が何でもやりぬくぞ」これは町と云はず、村と云はず、國民齊しく目に見、耳に聞く言葉である。げに農村人としては如何に勞力が、肥料が、そして機械が不足しても斷じて國家の要求する計畫生産を完遂し、一面民族力の源泉として世界に冠たる健全なる農村人口を培養育成して行かねばならない。

然して之が對策の根本は建國以來二千六百年を貫く農民精神の昂揚に在るべきは勿論であるが、更に良く之等の困難な目的を達成する爲には、從來の農業生産の技術及組織と、日常生活の全般に再検討を加へ特段の創意工夫を凝して、所謂必勝の態勢を確立するの必要があるのである。

今回、縣、大政翼賛會縣支部、縣農會、産業組合中央會縣支會、並縣販購利組合聯合會が一貫せる方針の下に、その總力を擧げて農業共同作業、共同炊事、保育所の普及獎勵に努めむとするゆゑにも、實に此等の施設が前述の目的達成の最も適確な手段であるに外ならないからである。

本書は以上の趣旨に基き、農村の第一線に立つて此等の指導に當られる方々の指針として共同刊行するもので、各位は此等の意圖を充分了承し、本書を活用せられて所期目的の達成に積極的御努力あらむことを希望する次第である。

(尚本書の内容は、農業共同作業は縣農會、共同炊事は縣衛生課及縣農會、保育所は縣社會課に於て執筆せるものである)。

目次



一、農業共同作業	一
(一) 農業共同作業の意義	一
(二) 農業共同作業の準備	三
(三) 農業共同作業の實施基準	七
二、農繁期共同炊事	一九
(一) 農繁期共同炊事の意義	一九
(二) 農繁期共同炊事の開設方法	二〇
(三) 共同炊事實施報録様式	二六
三、季節保育所	三七
(一) 季節保育所の意義	三七
(二) 季節保育所の開設方法	三八
(三) 保育實施基準	四六



農業共同作業

一、農業共同作業の意義

農業共同作業は日支事變勃發直後から「戦時農業生産確保の緊要なる方策」として、系統農會中心に之が指導獎勵に當つて來たものであるが、日支事變が大東亞戦争に發展するに及び、特に政府が農業生産統制令を公布し、國家總動員法を發動して、共同作業に對し法的強制を加へ得る統制措置迄講ずるに至つた理由は、勞力・役畜・農機具・肥料等の供給不足と云ふ逆條件の下に、良くこれら農業生産手段の利用能率を發揮せしめると共に、排種改善基準を普く徹底して低位收穫農家を引上げ、ひいてはこれを通じて農村に於けるあらゆる農業生産方法並日常生活刷新の根本問題たる農民精神の昂揚に資せんとするにあるのである。

従つて農業共同作業の内容は、頗る廣範圍であるが、今、種類、効果並統制の内容に付其等の概要を述べれば次の如くである。

(一) 農業共同作業の種類

農業共同作業は、農業經營に於ける各種作業中其の一部分を、部落内の農家が共同で、組織的に計画的に營むことである。

従つて、其の作業の種類は、耕種・養畜・養蠶・副業其他各方面に亘り農業經營に於ける總ゆる作業の種類だけある譯であるが、農會の農業生産統制規則に依り、本縣に於て全般的に實施するを必要と認められて居る共同作業の種類は次の通りである。

- 1、耕起整地
- 2、採種
- 3、苗代
- 4、田植
- 5、除草
- 6、收穫
- 7、脱穀
- 8、粃(麥)摺
- 9、播種
- 10、病虫害防除
- 11、堆肥積込
- 12、施肥
- 13、草刈
- 14、乾草
- 15、飼育
- 16、肥料配合

然し、各地方地方に於て、重要農産物の生産確保を遂行するため、更に必要と認められるものは夫々の郡市町村、各部落部落に於て之を附加へて實施すべきである。

(二) 農業共同作業の効果

共同作業實施の効果は次の如きものであり、豫め計畫樹立に當つては機械的に流れず、實情に添つて充分其の効果を奏する様、周倒の注意が拂はねばならない。

1、部落内農家の勞力過不足を調整し、個々の農家に何時應召等があつても、部落内の各農家は

2、作業の能率をあげ得る。
一戸の農家の如く適期に適作業が出来る。

(イ) 適當な人數を揃へ、男女老幼を問はず全員を夫々適材を適所に用ひて作業が出来るから。
(ロ) 部落内の機械や役畜を無駄なしに最も合理的に良く利用出来るから。従つて經費も安く、且つ役畜や機械が少くて済む。

(ハ) 大勢が働くと、一人二人でぼつんと働くよりは愉快に仕事が捗るから。

3、耕種改善基準を徹底し、拙い技術の者も自然に確實に引上げることが出来る。
二、尙以上の外間接的には共同精神を涵養して農民精神を昂揚し、戦時下に於ける農民の勤めである食糧並軍需農産物の積極的供出、必要物資の適正なる配給と消費規正、日常生活の簡易化、國民貯蓄の勵行等の促進を圖ることが出来る。

(三) 農業共同作業統制の要領

農業共同作業は、農業生産統制令に依り制定された、農會の農業生産統制規則に依り部落農業團體を單位として、其の實施と統制されるのであるから、農會より農業共同作業の實施に付指示を受けた場合は、部落農業團體は、指定された作業の種目に付ては同様公示せられた期間作業の方法、作業の對象、資金の精算等を織込んで實施計畫を定め、農會に届出で尙農會より此の計畫に付變更を命ぜられた場合は其の通り實施せねばならない。

一、農業共同作業實施の準備

共同作業を効果的に実施するためには、農事實行組合を實施主体とし前述せる農會の統制の下に次の様に充分なる準備を整へることが必要である。

(一) 基本調査の實施

農閑期に於て、豫め農會に提出する農業生産申告に基き、左の基本調査を行ひ、計畫に便する。

- 1、稻作反別（其の他、共同作業實施豫定の作付反別）
- 2、農業従業者（男女別、年齢別）
- 3、役畜（牛馬）
- 4、農機具（原動機、動力作業機、噴霧機、其の他共同作業に使用する農具）
- 5、作業別所要勞力豫定表

(二) 共同作業班の設定

作業班の大きさは、作業の種類、使用役畜農機具の種類、耕地の状況等により夫々異なるべきであるが、共同作業の効果を全面的に最高度に發揮するためには、左記を基準として特に機械耕班、畜耕班等を設ける必要ある場合の外、原則として全作業を一貫して共同で行ふ作業班を結成すべきである。

(イ)	農 家 戸 數	三 戸 — 一〇 戸
(ロ)	耕 地 面 積	五 町 — 一五 町
(ハ)	農 業 従 業 者	一〇 人 — 二〇 人

(三) 實施計畫の樹立

作業班毎に、次の事項に就て作業實施計畫を樹立し、之を實行組合の班長會議に持寄り協議決定する。

- 1、作業 種 目
 - 2、参 加 戸 數
 - 3、實施豫定反別又は數量
- 班員の全耕作反別又は全數量を實施するのが建前であるが、耕地の位置、状態、其の他の都合により一部を共同作業より除外する場合もある。

- 4、實 施 期 間
- 5、所要人數（及び畜力、農機具）
- 6、出役豫定人數（及び畜力、農機具）
- 7、作業開始時間、休憩時間、終了時間
- 8、勞賃及精算方法

猶、計畫の樹立に當つては、作業慣行改善基準に基く能率的作業方法の採用、役畜、農機具の利用擴充、作業期間、勞働時間の決定等に就き充分に考慮し、或るべく部落内の勞力を以つて、適期に作業を終了する様、注意が必要である。

又、部落内の勞力のみでは勞力の調整不可能で、移動勞働、或は勤勞率仕隊の應援を俟たねばならぬ場合には、必ず農事實行組合の統制の下に、作業班に組入れて適材適所に配置し、勤勞率仕隊

員の活用を圖るべきである。

(四) 作業者の能率決定

部落によつては、或は豫め協議により、従業者別に個人個人に能率を附するものあり、又部落によつては、各戸の男女老若出役割合は、長年に亘つて共同作業を実施することにより平均する考への下に、男女別、老若別に全然差を設けぬものもある。一般に、餘りに厳格な差等を設けることは寧ろ徒らに事務を煩瑣にするから、能率計算は成るべく簡易な方法に依るべきである。基準とすべき、作業者の年齢別能率を掲ぐるに、次の如くである。

男子一九才——六〇才	能率一〇
男子一七才——一八才	能率八
男子一四才——一六才	能率六
女子一八才——六〇才	能率八
女子一六才——一七才	能率六
女子一四才——一五才	能率四

(五) 其他

共同作業が眞に圓滑に行はれ、其の効果を一段と高めるためには、以上の外左記に留意して、事前に、共同作業実施の基礎を固めて置く必要がある。

1、農事實行組合幹部は、農會の指示に基いて、食糧増産共勵委員、農業増産報國推進隊員等と

協力して、組合員を献身的に指導し、特に共同作業を強力に推進すべき作業班長の精神的技術的の訓練と、部落内農家の時局認識の昂揚による共同精神の涵養を圖るべきである。

2、組合員の耕地が他部落との間に入り混り分散して居り、或は用排水路、農道等が不完全であつては、共同作業の効果を最大限に發揮することは到底不可能である。従つて、共同作業實施に當つては、農閑期等を利用し、耕地の交換分合、區劃整理、用排水、農道の改修等耕地の整備を行ふことが必要である。

3、次に、共同作業と相並んで、共同炊事及び保育所を開設するならば、婦女子の潜在勞力を組織的に活用する爲作業員の作業時間が豊富均一となり、又一面婦女子の過勞を緩和して、共同作業の能率を擧げる上に與つて力あるから、農繁期に於ては、共同炊事と保育所は農業共同作業と三者一体的に必ず實施すべきである。

4、猶、共同作業の實効を擧げるためには、農會の指示に従つて、農業勞働移動等、農作業調整の統制及役畜及農機具の統制を確實に實施し、共同作業を圓滑且つ効果的に行ふ様努めねばならぬ。

三、農業共同作業のやり方

(一) 作業現場に於ける規律

1、作業班長は、共同作業實施期間中は必ず出役し、出役者を適材適所に配置して各従業者の作業

能率を充分に發揮し、又作業が粗雑に流れず、能率的に、且愉快に進捗する様留意し、又必要な指導督勵をなすこと。

2、作業員は、其の作業に關しては、班長の命令に絶体的に服し、統制を亂さぬことが肝要である。

3、又、作業員は、各自持場持場の作業を叮嚀に、然も全力を盡して實施すること。

4、嚴重に時間を勵行すること。

(二) 作業成績の記録

1、班長は、常に共同作業の「野帳」を携帯して、毎日其の日の実績を正確に記録し、後日精算の場合に違算のない様にならねばならぬ。

2、記録すべき事項は次の如くである。

イ、月日、天候

ロ、出役者の氏名及能率

ハ、作業時間（作業別及作業員別）

ニ、作業効程

ホ、使用牛馬頭數、農機具

ヘ、使用材料又は經費

(三) 労賃其他精算方法

1、労賃 作業毎に定められた公定賃金の範圍内とし、若し農會長より農業生産統制規程に依り指示せられた場合は、其に基き能率に依り査定決定する。

2、役畜及農機具 役畜及農機具の使用料は、公定賃賃料の範圍内とし、若し農會長より前記労賃同様指示せられた場合は其に基き決定する。農機具の故障による損料は、修繕實費を支拂ふこととする。

3、精算方法 班別に、總經費から反當（或は單位數量當り）所要經費を算出し、各戸の耕地面積（或は共同作業提供數量）より各戸の所要經費を算定し、自家の出役労賃より差引計算する。應召農家、徴用農家等に對する勤勞奉仕は、共同作業により實施し、労賃精算の際特別に考慮する。

精算時期 作業種目毎に、作業終了後精算するを原則とするが、其の煩瑣を避けるため、八月及び十二月の二回に精算するも宜しい。

(四) 作業別實施基準

共同作業の重要な種目に就き、各作業別に、實施すべき基準を次に示す。之は本縣の全般的な基準なるを以て、各地方地方の實情により夫々創意工夫を凝らし、最大の効果を收める様計畫すべきである。

1、耕耘整地作業

耕耘整地作業に於ては、可能なる限り機械力畜力を利用し、部落の耕地状況、機械臺數、役畜頭數等を考慮して、機械耕班、畜力耕班、人力耕班を編成し、各班とも有機的連繫の下に作業能率

を最高に發揮し得るやう、綜合的共同作業体系の編成を爲すこと。
(イ) 人力による場合

作業單位 五人を單位とし、出役人數を數回に分つ。
作業員の配置

耕地の形状、土質、水利狀況により耕耘に難易あるを以て、能力の強弱により配置を考慮す。
畦塗、田打等を同時に實施する場合は、適材を適作業に配置す。
作業順序 畦塗—打起—小切—整地
作業時間 (正味十時間)

開始時間 午前六時 午前中休憩三十分

晝 休 正午—一時
午後 一時—六時 休憩三十分

作業上の注意

打起作業は出来るだけ早く開始し、苗伐は總て秋耕、積雪三尺以内の乾田は秋耕
打起し深さは四寸耕を目標とす。
施肥は總て共同施肥とす。

(ロ) 畜力による場合
作業單位

畜力耕班の場合 牛馬三頭—五頭 作業員三人
畜力人力組合せの場合 牛馬一頭 作業員一人 他に人力耕班五人

作業員配置

畜耕班の場合は、牛馬三頭—五頭、作業員三人—五人にて専ら耕耘整地を進行し、耕地の形状
等より補助員を必要とする場合は、適宜補助員を配置す。

人力耕班に牛馬一頭を配置する場合は、牛馬耕と人力耕との有機的關係を考慮して配置す。
作業順序 人力による場合と同じ
作業時間 人力による場合と同じ

作業上の注意
人力による場合と同じ
「口取り」を廢すること

(ハ) 機械力による場合
作業單位

機械耕班の場合 自動耕耘機三臺—五臺 作業員三人—五人
機械耕人力耕組合せの場合 自動耕耘機一臺 作業員一人 他人力耕班五人

作業員の配置 畜力による場合に準ず
畦塗—耕耘—整地
作業順序 人力による場合と同じ

作業時間

作業上の注意
耕耘の深さは四寸耕を目標とす。
施肥は總て共同施肥とす。

2. 田植作業
機械耕は春季遅く短時日に耕耘を要する場所(例へば紫雲英栽培地)に利用すること。

(イ) 框植による場合

作業単位 十二人を単位として編成す。

作業員の配置

型付 一人
苗取 四人
植手 七人

適材適所の原則による分業的配置

作業順序

型付——苗取——田植

但し早朝より全員一齊に苗取に着手し、當日の必要苗の苗取を終りて、全員田植作業に従事するも可ならん。

作業時間 (正味十二時間)

開始時間

午前五時

午前中休憩三十分

晝休

正午——一時

午後

一時——七時

休憩三十分

作業上の注意

- (1) 植手一人受持株数 五株—六株
- (2) 往復植、前進法
- (3) 苗籠携帯

(4) 田植は苗の生育状況を充分考慮し、特に粗放に流れざるやう注意すること。
(ロ) 格子植による場合

作業単位

一格子を単位とし、七人—八人を以て編成す。

作業員の配置

整地 一人
苗取 二人
植手 一格子三人—四人
格子持 一人

適材適所による分業的配置

作業順序

整地——苗取——田植

但し早朝より全員苗取を爲し、その後全員田植に着手するも可ならん。

作業時間 (正味十二時間)

開始時間

午前五時

午前中休憩三十分

晝休

正午——一時

午後

一時——七時

時休憩三十分

作業上の注意

一格子當 三人四株植を原則とすること。

往復植、後退法

苗籠携帯

田植は苗の生育状況を充分考慮し、特に粗放に流れざるやう注意すること。

8、除草作業

除草作業は努めて畜力除草に依ることとし、除草回数は四回を標準とすること。
第一回除草は田植後十日目に実施し止草は穂孕前手取にて行ふこと。

同一作業班内に畜力除草と手除草とを同時に実施する場合には、作業員の配置に意を用ひ、相互に密接なる連絡の下に能率を高むるやう留意すること。

(イ) 手取の場合

作業単位 六人を単位とす。

作業員配置

六人一組となりて整列、除草を進行す。

耕地整理をなせる十間—三十間の田に於ては二組十二人の作業員、十間幅の所に相並んで除草作業を進行するも可なり。

作業時間 (正味十一時間)

開始時間 午前六時 午前中休憩三十分

晝休 正午—一時

午後 一時—七時 休憩三十分

(ロ) 手取と除草機との組合せの場合

作業単位 除草機二臺 作業員六名

作業員配置

除草機運轉 二人

手取 六人

除草機運轉により縦を除草すると同時に、横を除草機一臺につき二人の割合にて手取除草をなす。

作業時間 手取の場合に同じ。

(ハ) 畜力除草の場合

作業単位 五條式畜力除草機一臺 牛馬一頭 作業員三人

作業員配置

畜力除草 一人

補助作業員 二人

補助作業員は畜力除草による踏込を植直し、植替及取残除草をなす。

手取除草班との密接なる連絡を必要とす。

作業時間 手取の場合に同じ。

作業上の注意

畜力除草は耕地の集團状況により、その能率を著しく異にするものにして、七反—八反の集團を適當とす。

4、稲刈作業

(イ) 作業単位 十人を以て単位となす。運搬用牛馬 一頭—二頭

(ロ) 作業員配置

稲刈 五人

結 束 五人

刈取結束を終了と同時に、その日の中に運搬、稻架掛を爲すものとす。

(ハ) 作業の順序 刈取——結束——運搬——稻掛

但し午前中一齊に刈取をなし、午後全員結束をなすも可なり。刈取結束終了後、運搬及稻架掛を全員分業により實施す。

(ニ) 作業時間 (正味十時間)

開始時間 午前六時 午前中休憩三十分

晝休 正午—一時

午後 一時—六時 休憩三十分

(ホ) 作業上の注意

(1) 結束は總て藁を以てすること。

(2) 刈取と結束とは分離すること。

(3) 結束は乾燥と脱穀に支障なき限り大束とすること。

5、脱穀作業

(ロ)(イ) 作業單位 二人扱脱穀機一臺 作業員七人

作業員の配置

扱き手 二人

出し手 一人

扱仕末 一人

機械の運轉中は敏速機敏、規律ある動作を必要とす。

稻運び

藁仕末

かき出し

三人

(ハ) 作業の順序 (作業系列) 稻運び——脱穀——後始末

(ニ) 分業により、同時に並列して進行す。

作業時間

脱穀作業は雨天又は夜間、又は早朝やる場合多きを以て作業時間は適宜定むること。

(ホ) 作業上の注意

機械と作業員の配置に最も留意すること。

機械の扱ひ方に注意し、特に標準回轉數を嚴守すること。

天候に妨げられざる場合は屋外脱穀を勵行すること。

石油その他資材の共同作業への優先配給を考慮のこと。

6、稲摺作業

(ロ)(イ) 作業單位 七人 三時半—四時の稲摺機一臺

作業員の配置

機械運轉 一人

秤量入 一人

依装 一人

雑役 一人

機械の運轉中は敏速機敏なる規律ある動作を必要とす。

- (ハ) 作業順序(業系列) 糶運搬—糶摺作業—俵装—後始末
- 分業により同時に並列して作業を進行す。
- (ニ) 作業時間 脱穀作業に準ず。
- (ホ) 作業上の注意 脱穀作業に準ず。
- 7、堆肥積作業
 - (イ) 作業單位 堆肥框一組 作業員四人
 - (ロ) 作業員の配置 積込 四人
 - (ハ) 作業順序 材料運搬—積込準備—積込
 - (ニ) 作業時間 適宜時間を決定のこと。

農繁期共同炊事

一、農繁期共同炊事の意義

農繁期共同炊事は従来各方面より指導せられて来たが、本縣では特別な有志を中心に極く少數實驗的に實施せられて来たに過ぎなかつたものである。然るに日支事變が進み更に大東亞戦争に發展するに伴ひ、農村に於ける農繁期努力対策として、尙併せて農村の榮養を改善し、戦時下の健全なる人的資源の培養育成、其の他に資する重要使命を持つ緊要な戦時対策の一として其の重要性が各方面より叫ばれるに至り、特に昨年度からは政府及農業協力會其他各方面より同時に期せずして助成の施設が講ぜらるゝに至つたものである。

尙本縣に於ては、本年度は縣、大政翼賛會支部、縣農會、産業組合中央會新潟縣支會、縣販賣購買利用組合聯合會等各關係機關が一貫せる指導方針の下に緊密に協力して、昨年の一四九ヶ所より二、〇〇〇ヶ所へと言ふ劃期的な計畫を樹立し、縣農會が第一線の中心に立つて、之が指導奨勵に當ることとなつたものである。

従つて縣並關係機關の共同炊事に期待する處は、極めて廣範圍なものであるが、今其の主なるものを掲げれば次の如くである。

- (一) 農繁期に行ふ一日三—四時間に及ぶ各戸の炊事時間を節約し、働く時間をより多く産み出すことが出来る。

- (二) 農家の主婦は、農繁期には男子同様農事に働いて、其の上炊事其他家事の仕事に忙殺せられ著しい過勞となるのを緩和することが出来る。
- (三) 各戸の炊事では、農繁期になると僅かの時間も惜しいので、假令新鮮な野菜や材料があつても之を採取して調理することが出来ず、粗食に陥つて居つたのを防ぐことが出来る。
- (四) 従来等閑に附されて居つた農村の營養改善に關する知識は、共同炊事を通じて向上せしむるの最も捷徑である。
- (五) 献立に注意すれば營養が改善される爲、主食が節約出来、且つ材料、燃料等が著しく合理化せられ、且つ火災の心配が要らない。
- (六) 農繁期に部落中の者が、富めるも貧しきも一樣に一つ釜の飯と、質素な然し營養に富んだ料理を食べて共に力を併せ働くので、自然に部落は融和し、共同心が培はれ、農民精神の昂揚を圖ることが出来る。
- (七) 農業共同作業を實施するに當り、働く時間が整一になり、家事に心配なく働くことが出来るので、共同作業の能率が高まり、一方農繁期保育所に給食すれば子供の營養を高め、保育所の經營を合理化する事が出来る。

一、共同炊事の開設方法

(一) 實施の主体

實施は、氣持の合つた人々が申合せて自治的にやつても出来るが、理想的に言へば一般には共同作業、保育所と並んで實施する要ある關係上、農事實行組合(部落會)が中心となつて行ふことが適當である。

(二) 共同炊事の區域

理想的な戸数は二十戸前後で、最少は五戸位、最大は炊事場の大きさと配給に支障がなければ三十戸でも四十戸でもよいが、人數にして百人位迄なら經營も樂である。

(三) 共同炊事の期間

春は農繁期一週間乃至十日間以上、秋は二週間以上で農繁期の主な共同作業や、保育所開設の期間中行ふべきである。但し長い程理想的である。

(四) 場所と設備及器具

- 1、場所 参加者の中心地で、衛生上支障なく水利のよい處。雨天でも實施出来る處が望ましく、寺院、學校、共同作業場(春)一般有志宅等を利用するのがよい。
 - 2、設備及器具 流し、調理臺、竈等の設備は成るべく既設の炊事場の物を利用する様にし、飯炊大釜、汁煮大鍋、揚物及煮物用鍋、秤、拵、水入、米、味噌、醬油等の容器、手桶(バケツ)鹽片口、箆、庖丁、俎、摺鉢、杓子、布巾、タワシ等(黑板、机、腰掛等も有れば更に好都合である)の器具はなるべく組合の持ち寄りとする事。
- (五) 配給のやり方

- 1、配給回数 三食全部やつて、全然各戸の炊事手数を無くすることが望ましい。
- 2、合 圖 配給開始に當り、鐘又は太鼓等を鳴して区域内全農家に知らせる。
- 3、容 器 飯は飯櫃、味噌汁は蒸釜又は鍋、煮物等は井や重箱を用ひる。容器は二組用意し、朝飯を受取りに行く時には中食の容器を持参する様にする。
- 4、配給のやり方 御飯は秤に掛けて分配し、味噌汁及び煮物等は各戸の申込人数に応じて分量で公平に分配する。

(六) 献立のつくり方

献立は栄養を全うする爲、必要成分を食品配合に依つて適當に組合せ、調理の方針を定めるもので作り方並調理の上に次の様に注意するがよい。

- 1、従來食べてゐた献立を基礎とし、成るべく自給出来る材料を主とし、正しい栄養を攝るやうにする。
- 2、魚、肉類、貝類、豆類(豆製品)等から蛋白質(血や肉の素)を攝り、穀類(穀製品)芋類、油等を適當に用ひて熱量(活動力の素)を充分攝る。
- 3、新鮮な野菜、海藻類を加へて無機質(骨や歯の素)ビタミン(身体の働きを活潑にする)の不足の無い様にする。
- 4、食品の種類を適當に組合せること、どんな食品も一品や二品では栄養を全うする事は出来ないから2、3の各種成分を持つ食品を配合する。
- 5、調理に注意すること。

調理上の不注意から折角の栄養成分を失ふことの無い様に取扱ふ。

共同炊事で食品を正しく攝るには以上の事を基にして次の様な標準で献立をする。

農村の成人男子は一日量として大体

普通時 蛋白質約八〇瓦 熱量約二、四〇〇カロリー
 農繁期 蛋白質約九五瓦 熱量約三、一〇〇カロリー

を必要とするが農繁期に於ての献立の一例を示すと
 蛋白質九五瓦、熱量三、一〇〇カロリーを攝るには左の程度の量を必要とする。

米(或は他の穀類)	約一九〇匁(五合)
魚 肉 類	約 一三匁
豆 類	約 八匁
芋 類	約 五〇匁
野 菜 類(生)	約一〇〇匁
調味料(味噌)	約 三〇匁
海藻(或は茸類)	約 一、三匁
油 類	約 一、三匁

(七) 材料の割當と蒐集

- 1、申込をとる。(帳簿様式一及び二参照)
- 2、必要材料の準備。(帳簿様式三及び四参照)

自給品は、各戸の申込人数に應じ材料を割當る。

(米、味噌、蔬菜、燃料等は日割を定め、順番に持寄る)

購入品は (1) 乾魚、麩、調味料は先に共同購入する。

(2) 油揚、豆腐、生魚等は必要な日に買入れる。

(八) 炊事係の決定 (傳染性疾患のない健康者たること)

[参考] 配給人員と炊事係人数 (昭和十六年實施例)

配給人員(成人換算)

炊事係員

岡澤

一四〇人

女二人

役員男一人

長表

一一〇人

女二人

役員男一人

(男の係は、配給の時間だけ手傳つてゐる。開設初年には女の係は一名位餘分に置く方が望まし

(九) 炊事上の注意

1、炊事係は誠心を以て親切に仕事すること。

2、清潔と衛生に注意すること。

3、配給の時間を遅れぬこと。

4、正確に帳簿を記入すること。

(十) 経費の精算

1、現物 初めより各戸の申込人数に應じて出す。

2、購入品共の他の現金支出 現金支出の總計を部落全体の延配給人数で割つて一人一食當りの経費を算出し、之に各戸の延配給人数を乗じて、各戸の負擔を算出する。

3、精算の時期 成るべく各戸の収入のある時期に行ふ。

(十一) 共同炊事と共同作業

共同作業が行はれてゐると

炊事係は自家の農事に心配なく共同の炊事に従事できる。

又食事時間が齊一になるから、配給も短時間に完了する。

共同作業に共同炊事が伴はぬと

婦人は夕方早く上つて、夕飯の仕度をせねばならぬ。

又粗末な献立になり、農繁期に充分の榮養をとれない。

従つて共同作業に共同炊事、保育所の三者が一體として行はれるのが理想である。

(十二) 共同炊事が農繁期に限定されても、豫め早目に計畫を樹て、計畫的に準備すること。

例へば毎月幾らか宛の出資や、月掛貯金をして経費を準備する。

收穫期に玄米を現物出資して共同保管する。

野菜其他は豫め各戸に割當て、播付させ準備させるか、又は共同收益地等に栽培準備して置く。

(三) 共同炊事実施関係帳簿様式

一、共同炊事申込人数算出表

氏名		成人	成人
年齢	年齢別 家族数	換算方法	換算 人数
3—4才	人	×	0.4
5—9才		×	0.7
10—14才		×	0.8
15—60才			
60才以上		×	0.8
計			
共同炊事申込人数			人

(所要枚数=参加戸数)

記入上の注意 成人に換算した家族数の合計を算出し、猶各戸の希望を加味した申込人数として申告させる。

二、共同炊事申込人数

九月二十日

氏名	朝食	中食	夕食
大山太郎	六人		
.....			
計			

(所要枚数=炊事期間ノ日数×人数)

記入上の注意 一ににより申告させた参加農家の氏名と人数を記入したものを炊事期間日数の数だけ謄寫して置く。
申込人数に変更ある場合には其の日其の日に人数の訂正をする。
外に一枚、申込人数の数字を謄寫しないものを作り、各戸の期間中の實際配給を受けた合計人数を記入して精算に便する。

食品の成分及

食品名	蛋白質	カロリー	食品名	蛋白質	カロリー	食品名	蛋白質	カロリー
白米飯	1.9	154	茨ゑんどう	4.4	32	里芋	0.7	105
七分搗飯	7.2	350	白さきげ(乾)	23.9	317	ザいき芋	1.2	26
麥飯 (米7麥3)	2.2	144	落花生	31.6	623	なす	1.3	23
そば粉	13.6	358	藤豆	2.1	21	南瓜	1.2	26
小麥	13.3	326	黒ごま	20.7	573	きうり	0.7	11
大麥	8.4	354	鶉豆	19.8	314	白瓜	0.9	12
粟	11.2	341	隠元豆	18.3	305	トマト	0.8	13
香煎	6.2	370	茨いんげん	1.8	24	夕顔	0.1	7
かきもち	4.9	350	きなこ	39.3	441			
玉蜀黍	8.4	362	もやし	3.0	22	ほうれん草	2.2	22
押麥	9.5	265	納豆	18.1	196	白菜	0.7	14
小麥粉	11.9	340	豆腐	6.5	45	ねぎ	1.4	23
乾そば	9.0	301	豆腐から	4.6	70	小松菜	1.7	14
乾うどん	10.7	330	油揚	21.1	302	キャベツ	1.3	21
餅	4.6	219	麩	31.2	368	かぶ	0.7	9
			車麩	20.9	343	大根	0.6	12
大豆	39.5	423				大根菜	1.5	13
枝豆	13.2	123	馬鈴薯	2.0	79	ごぼう	2.5	71
小豆	20.5	319	さつまいも	1.1	120	人蔘	1.1	26
ゑんどう(干)	24.0	321	長芋	2.7	97	玉ねぎ	1.0	25

び栄養價一覽 (栄養成分及びカロリーは食品百瓦についての割合である)

食品名	蛋白質	カロリー	食品名	蛋白質	カロリー	食品名	蛋白質	カロリー
筍(孟宗)	2.8	28	干ぜんまい	17.6	276	刻みするめ	60.4	285
うどん	0.7	13				乾えび	40.9	206
百合根	4.3	157	牛肉(三等)	25.4	136	鯉	23.9	195
ふき	0.7	13	豚肉	21.2	143	ふな	16.8	96
蓮根	2.3	54	鶏肉	19.5	152	どぜう	14.8	72
くわい	4.4	122	鶏の臓物	14.4	135	蜆	18.6	121
くるみ	27.2	692	鶏卵	13.1	165	たにし	15.9	82
			牛乳	2.9	58	こうなご	62.2	344
椎茸(乾)	15.5	339	山羊乳	2.6	63	鹽さけ	27.7	176
松茸	1.9	36	兎肉(家兎)	24.3	117	めざし	15.2	141
ひじき	8.1	278	鯨(赤肉)	22.5	115	煮干	58.7	280
わかめ	11.6	234	鯨(白皮)	1.1	288	蝗	64.2	285
こんぶ	22.7	218				竹輪	9.5	79
あらめ	7.5	274	いわし	15.7	147	かつをぶし	74.8	311
			あぢ	19.1	106			
切干大根	7.2	229	さんま	20.6	202	味噌	12.6	162
こんにやく	0.1	10	さば	16.4	147	植物油	-	930
干蕪	7.6	262	干鰯	31.0	132	醬油	8.9	63
たくあん	1.7	32	にしん	15.8	143	蜂蜜	0.6	321
わらび	2.2	30	身欠鰯	40.5	316	砂糖(白)	-	390
干わらび	26.8	271	さけ	12.9	133			

身体の働きを活潑にする食品 (ビタミ ン)	骨・齒・血液の素となる食品 (無機鹽類)
<p>ビタミンA …… バター、肝油、クリーム、牛乳、山羊乳、鳥もつ、鶏卵、数の子、母乳、粉乳、煉乳、ヘット、ラード、八つ目鰹、鰹、鰯、にぼし、まぐろ、鮭、かき(貝)ほうれん草、人蔘、大根菜、キャベツ、チシヤ、さつまい芋、トマト、南瓜、青豌豆、バナナ、桃、林檎。</p> <p>ビタミンB₁ …… 無砂七分搗米、玄米粉、麥粉、そば粉、青豌豆、小豆、大豆、落花生、人蔘、トマト、青キャベツ、チシヤ、馬鈴薯、牛乳、肉類、卵黄、鰹、かれひ、花椰菜、ほうれん草、バナナ、くるみ、めんざい、酵母。</p> <p>ビタミンP₂ …… 鳥もつ、無砂七分搗米、豌豆、青キャベツ、ほうれん草、肉類、牛乳、卵白、黄色、玉蜀黍、トマト、酵母。</p> <p>ビタミンC …… 大根、大根菜、トマト、キャベツ、青豌豆、チシヤ、ほうれん草、花椰菜、密柑、夏密柑、苺、もやし、白菜、セロリ、葱、玉葱、馬鈴薯、甘藷、きうり、バナナ、桃、梨、柿、キンカン、茶、淺草海苔、蓮根、小松菜、南瓜。</p> <p>ビタミンD …… まぐろ、いわし、にしん、卵黄、鰹、かき(貝)牛乳、山羊乳、煮干、魚干物、するめ、椎茸、野菜切干、肝油、バター、鳥もつ、鮭。</p> <p>ビタミンE …… 米の油、チシヤ、もやし、小松菜、バナナ、無砂七分搗米、肉類、卵黄、バター。</p>	<p>カルシウム …… たまみ鱈、ごまめ、わかさぎ、干えび、どぜう、目刺、魚粉、干鰹、しらす、ぼし、卵黄、牛乳、すぢこ、ひじき、白ごま、とろろこんぶ、高野豆腐、ふき、ゆり、椎茸、大豆、ゆば、きなこ、白いんげん、大根菜、味噌、小魚佃煮、味噌干、昆布、わかめ、海苔、しじみ、蛤。</p> <p>鐵 …… するめ、魚粉、干えび、しじみ、みがき鱈、肉類、青のり、白ごま、豌豆、ゆり、大豆、凍豆腐、人蔘葉、青野菜、鳥もつ。</p> <p>燐 …… 丸干鰹、するめ、干えび、たまみ鱈、煮干、すぢこ、ごまめ、貝柱、しらす干、どぜう、わかさぎ、卵黄、大豆、味噌、いんげん豆、ごま、そば、わかめ、椎茸、小豆、大根菜、昆布、かき(貝)</p>

力や体力の素となる食品		肉や血の素となる食品
(脂 肪)	(含 水 炭 素)	(蛋 白 質)
バター、	米、麥、そば、粟、	肉類 …… 牛肉、豚肉、鶏肉、
ヘット、	玉蜀黍、馬鈴薯、	鯨魚、
ラード、	さつまい芋、	乳類 …… 牛乳、山羊乳、母乳
植物油、	里芋、うどん、そ	卵類 …… 鳥類の卵、
(ごま油、米油、大	ば、パン、春雨、	魚類の卵、
豆油、サラダ油、	ゆり根、果實、せ	魚類 …… いわし、さば、あぢ
落花生油、其の他)	んべい、とろろ芋、	にしん、其他、
油揚、がんもどき、	南瓜、干瓢、麩、	魚干物 …… 鹽鮭、
ごま、くるみ、落	栗、	まるぼし、味噌干、ひだら、
花生、コロツケ、		たまみ鱈、目刺、するめ、身
カツフライ、		欠鱈、
其の他揚物		豆類と其製品 …… 大豆、小
		豆、豆腐、油揚、大豆粉、味
		噌、豌豆、きなこ、落花生、
		其の他 …… 麩、いなご、貝類
		くるみ、ごま、

季節保育所

一、季節保育所の意義

今日躍進途上にある我が國が物的資源の確保と共に、人的資源の涵養を必要とすることは謂ふもない所であるが、殊に我が國に於ては、最近都市よりも農村に於て乳幼児死亡率が高い傾向を示し、殊に新潟縣に於ける昭和十三年の乳幼児死亡率は、全國各府縣の三十三位にあり、相當いゝ成績を見て居り乍ら乳幼児（六歳未満）死亡率に於いて昭和十三年迄五ヶ年平均を見るに、鳥取縣に次いで香しくないと云ふことは、色々の意味で一考を要すると思ふ。加ふるに工業生産力の據充に伴ふ農村に於ける勞力の不足は、農村民の勞働を一段と強化し、爲に農村婦人の過重勞働に依る母乳の不足、乳幼児の栄養不良並に保育の不充分を招來し、農村に於ける母性並に兒童、殊に乳幼児の保護が緊切なる問題となつた。斯様な状態は國家的要請による農産物増産計劃に拍車をかけ一層増加の傾向を辿るべきものである。而して今日食料の確保は、國家的に緊喫なる重要問題であり、一面農村人的資源確保は、國家永遠の繁榮の上に缺くべからざる問題であり、今にして根本的解決を圖るべき重大なる秋に際會して居る。因つて來る處は單なる彌縫策ではあつてはならない。総合的且計畫的な理想案たるべきである。此の意味に於いて農繁期保育所は將來常設たることを圖り、共同放事又常置のものたることを希望する。従つて共同の作業は單なる農繁期のみ共同ではなく、

一年を通じて國家的の立場に於いて、農村人的資源を如何にすべきかを考慮すべきであり、各種對策が考へられていゝと思ふ。

以上の見地から本年度は特に、別項の共同炊事と綜合一貫した指導方針の下に、縣大政翼賛會支部、縣農會、産業組合中央會新潟縣支會、縣販賣購買利用組合聯合會、等各關係機關が其の總力を擧げて、昨年の四四〇ヶ所より一〇〇〇ヶ所以上を目標に劃期的な運動を展開したのであつて、各位の積極的協力を切望してやまぬものである。

二、季節共同保育所の開設方法

(一) 目的

明日の人的資源たる今日の乳幼児を愛護し、時局下に於ける農山漁村に於ける勞力不足を調整すると共に、銃後に於ける軍人遺族、家族を援護せんとするものである。

(二) 經營主体

經營者は、町村でも、各種團體でも、個人でも、部落でも、組合でも、又それらの共同でも、要するに何人でも結構であるが、共同炊事に並んで實施せねばならない關係上、共同炊事の經營主体と同様乃至これと最も連絡に便なるものが理想的である。

(三) 經費

季節保育所は農村の子供の生活や、その環境に適應したものでなければならぬ。この意味から元來簡易を主とすべきものである。従つて大がかりな設備や經營に多大の費用をかける事は決して好ましい事ではないし、經營法としても成功とは云へない。要は兒童の心身が愛護され健全に成長し、その母が安心と感謝とを以て、勞働に専心する事が出来、且つ戦線にある勇士が後顧の憂なく興亞の大事業のために勇往邁進する事が出来れば、それで保育所の使命は充分に貫徹し得たのでありますから、この點よく留意して各々郷土に即した實質的な保育所を開設して頂きたい。尙新設の場合一ヶ所の經費は大體百圓位（平均開所日數二二日、平均一日保育兒數四六人、保姆二人）であるが、設備費や人件費は工夫に依り極力節減し、その代り榮養給食を實施したい。

(四) 開設方法

1、場所 一ヶ所に澤山集めるよりも各部落毎に分散的に四、五十人宛集める小ぢんまりした整つた施設が望ましい。場所は神社、寺院、公會堂、學校等、子供の遊びに危険のない、又衛生上、風紀上差障りのない所なら何處でも良い。

2、設備 農繁季節保育所は都會の幼稚園や保育所では見られない自然の遊び道具や環境に恵まれてゐる。この自然の環境を活かして使ふ時、設備の不完全や遊び用具の不足の聲は無くなる筈である。玩具や手技の材料も努めて自然物を利用したい。

子供を飽かせぬやう遊ばせるには次の設備は必要であるが、之とて自然物を利用したり、古物や廢物を利用すれば結構面白いものが出来る。借りてもよい。

- プラシコ 高さ六尺位
- お砂場 丸太で四圍をかこみ砂場用シヤベルを置く。杓子でもよい。
- 箱車 木箱に丸太の輪を附したものをオルガン、蓄音器
- 樂器 古繪本でもよい、成るべく數多く
- 繪本 フットボール又はゴムマリ、人形布製
- 遊具 建築用材の切れ端しでよい。
- 積木 高さ六尺に對して傾斜九尺、梯子七尺が最高
- スベリ臺 十急救材料は是非備付けて下さい。

- 3、保 姆 は保育所の生命である。保育所の成敗は、一にかゝつて保姆の如何にありといつても過言ではない故に、保姆の人選、指導、訓練には充分意を用ひねばならない、と云つて何も最高學府で兒童心理學の蘊奥を極めた者が必要であるとか、適任であるとか云ふのではなくて少なくとも左記の如き人物が望ましい。
- (イ) 子供好きで子供を可愛がる保姆 (子供をうるさがつたり、面倒がつたりせず、子供のためならどんな辛い事でも厭はぬ忍耐強い保姆)
- (ロ) 快活で子供の良く馴付く保姆 (陰鬱であつたり、神経質でない保姆)

(ハ) 精神的な保姆 (報國精神に燃え、献身的に働く保姆)
 (ホ) 強健な保姆 (長時間の勞働に耐へ得る心身の強健な保姆)
 (ヘ) 創意性に富んだ保姆 (子供は飽きやすいから常に實情に即した新規な工夫と研究を續ける保姆)

- (ヘ) 信頼できる保姆 安心して子供を任し得るしつかりした保姆
- 尙保姆の數は乳兒なら五人について一人、幼兒なら二十人について一人の割合がよいと思ふ。
- 4、期 間 はその土地の實情に即應し、共同炊事同様最も繁忙な時期だけ十五日以上三週間前後、主な共同作業の期間中行へば最もやり易いが長い程理想的である。
- 5、保育時間 日の出より日没迄を理想とするが少くとも十時間は保育したいものである。
- 6、保育料 徴收するなら日額二、三錢位に止めたい。但し軍人遺族家族の幼兒は優先的に無料に受託したい。
- 7、迎 送 兒童の送迎は國民學校の校長先生の協力を得て高學年の女生徒に各二、三名位宛分擔させ送迎する等もよい事である。
- 8、事 務 出席簿、日誌、出納簿等の記録類は必ず整備すること。

(五) 附 設 準 備

農繁期季節保育所の開設にはいろいろの準備計畫を要し、その準備の如何は直接保育所の成果に

及ぼす處多大なるに依り、相當早くから計畫を立て充分なる研究を積まれない。開設に當つて考究すべき主なる事柄を列挙すれば左の如くである。

- 1、協力者 勿論、町村民全部の積極的な支持と協力とは、最も好ましい事であるが、とりわけ町村長、農會長、町村會議員、區長、學校長、婦人團休長、産業組合長、在郷軍人分會長、方面委員、宗敎家、醫師等有力者の協力は量非共必要である。
- 2、趣旨の宣傳 リーフレット、ポスター、座談會、講演會、映畫等により徹底的に行ふ事。
- 3、適齡兒童の調査 之は農會婦人團休、學校區長等の協力に依つて忘れずに行ふ事。
- 4、入所申込を取纏める事 同前
- 5、家庭訪問 時には保母が家庭訪問の上
- 6、保護者會 家庭と經營者及び保母等關係者の懇談會を開く等も有益である。
- 7、保母の決定 保母は成るべく早く決定し、保育所經營の企劃、開設準備に参加せしむると共に、趣旨の宣傳、適齡兒童の調査、家庭訪問、保護者懇談會等に参加協力せしめ、且つ保母として保育の實際的準備計畫、研究の境地を與へる事が肝要である。

(六) 保育の實際

1、受託 先づ第一に子供をシツカリ預かること。子供が來たのか來ないのか分らないといふやうなことがあつたり、何時歸つたのか、本當に歸つたのか、分らないといふ様なことの決して無い様に充分注意して確實に預からなければならぬ。

そして預かるときも送るときも、常に朗らかに、愛情を以つて子供に接することが肝要である

2、保育の要訣

子供の生活は遊ぶことである。従つて子供を自然のままに生活させることが保育の根本である一日の實行に捉はれて、自由な子供の生活を束縛してはならない。元來保育所に子供を集めるのは便宜上のことであつて、教育する爲に學校へ集めるのは根本に於て異なることを知らねばならない。

農村の保育所は自然の環境に恵まれてゐる、この自然を保育の上に活かして使ふことは保育の要訣である。

自然物利用といふ事は幼兒教育の大切な事柄であるが、農村保育所こそ、その本場であることを忘れてはならない。幼兒の生活は之に無暗に干渉するのは良くないが、さればといつて放任せよといふのではない。子供の心になつてその欲求を満し、伸ばしてやるのでなければならぬ。唱歌や遊戯やお話にしる子供の心の欲求に従つて歌ひたい心、踊りたい心、を満足させてやるのである。

- (イ) 唱歌 (父サン母サンの一つも歌はせ度い)
- (ロ) 遊戯 (ボクハグンジンダイスキヨの一つも教へてやり度い)
- (ハ) 童話 (勇ましい戦争の話の一つも聞かせてやり度い)
- (ニ) 手技 (カブトの一つも折つてやり度い)
- (ホ) 速足 (おいしい、おべんたう、おやつ、お水を持つてたのしく)
- (ヘ) 運動會 (元氣の良い處をお父さんやお母さんに観て頂き度い、村の慰安會をかねて)
- (ト) 寝具 (挨拶や服装にも心して)
- (チ) 午睡 (おとなしく、いゝ子になつて)

清潔 (手洗、爪切、散髪、虱退治もしてやり度い)
 治療 (トラホーム、デキモノの手當、防疫、蛔蟲驅除もしてやり度い)
 沐浴 (疲れて眠る子供である、眠らぬうちに沐浴もさせてやり度い)
 其他

- 3、おやつ (出来れば副食物給與も) おやつは郷土に即したあり來たりの物で結構です。
- 4、服装 兒童の運動し易いやう普段着のまゝで結構
- 5、保育所へ來る爲に着飾る事は絶対にいけない

6、保育時間表

順序	事	項	實施時間	備考
一	登	所	午前六時頃より	
二	自由遊	び		
三	朝のお集	り	午前八時半頃より	
四	おや	つ	午前九時半頃	お菓子給與
五	自由遊	び		
六	お退	食	正午	

7、保育衛生

開設前、開設時、小兒の身体、榮養上(乳兒、離乳期、幼兒)健康教育、小兒病とその手當等充分衛生上の注意を拂ふべきである。

(七) 特別なる設備及用具

- 1、三歳未満乳幼兒受託 農繁季節保育所新設計畫の際は、是非共三歳未満の乳幼兒を受託する様施設をされたい。
- 2、寢室、寢具 乳兒の爲には、専任の保母と、簡單でも寢室、寢具の設備が欲しい。亦晝寝する子供の爲にも疊の室が用意されたい。
- 3、洗面所、手洗場 洗面所、手洗場も是非設けたいものである。保育所の側に清水が出てゐるとか、小川が流れてゐる様な所では大變便利であるが、さうでない所は特に水の便を計つて設

七	自由遊	び	午後一時半頃より	
八	午	睡	午後三時頃まで	
九	自由遊	び		
一〇	おや	つ	午後四時頃	(時にはローカルのなもの)
一一	自由遊	び		
一二	お退	食	午後六時頃	

- 備して欲しいと思ふ。
- 4、便所 便所は人間を高尙に育てる上に於て極めて大切な問題である。吾々の便所に對する考へ方は可成り原始的のまゝである。たとへば農繁季節保育所が森の中や草原に開かれる様な場合でも、便所だけは、きちんとしたものを作りたものである。
 - 5、名札 子供は胸や肩にマークを付けることを喜ぶが、リボンか布地で名札を作り、胸に付けると良い。數多い子供の名前を知る爲にも良い。名札を部落別に色分けする事も良いと思ふ。

三、保育實施基準

(保育所の一日)

事項	保育要項
1、登所 午前六時頃より	<p>(イ) 次々と登所して来る坊兒達を温情あふるゝ笑顔をもつて迎へ、一人々々をシツカリお預りする</p> <p>(ロ) 履物、帽子、お辨當、雨具等の携帯品は出来る丈自所定の場所へ始末させ親切に世話をししてやる</p> <p>(ハ) 付添の人に對しても飽迄親しきをもつて……</p> <p>(ニ) 朝の診察として登所の子供達の健康に留意する</p>

2、自由遊び	<p>(イ) 靜かに自由に遊ばせる</p> <p>(ロ) 一緒に遊んでやる、細かな注意を配つて……</p> <p>(ハ) 一緒に遊べない子供の誘導にも心して……</p> <p>(ニ) 遊具、玩具の遊び方を指導すること</p> <p>(ホ) それとなく保育衛生に注意する(整養、虱退治、爪切り、洗眼等)</p>
3、朝のお集り 午前八時半頃 唱歌 お早うの歌	<p>(イ) 呼笛その他でお知らせ所定の場所へ集合整列させる</p> <p>(ロ) 手を洗ふこと、用便に注意</p> <p>(ハ) 感謝、黙禱、お早うの挨拶</p> <p>(ニ) 偶話、訓話、子供との對話、行事の指示、注意事項等</p> <p>(ホ) 時間の都合で遊戯唱歌をやりたい(この際手技も交へて)</p>
4、お八つ 午前九時半頃	<p>(イ) 運動のあとの幼児の一番嬉しいお八つの時間……</p> <p>(ロ) 一定の場所に整座せ</p> <p>(ハ) 行儀よくお座り、年長兒交互に主人役となり「お盛り」「お配り」を終つて眼目感謝、どうぞ「お召り下さい」「頂きます」「御馳走さま」等の作法を教へる</p> <p>(ニ) 靜かに頂きませう等……と</p> <p>(ホ) お八つの後のくつろぎ(隨意)</p>

<p>5、自由遊び</p>	<p>(イ) 保母はこの間にお晝の準備をすること (ロ) 子供に對しては口を合嗽せる事、用使を足す事、手を洗ふ事に注意</p>
<p>6、お晝食 正 午 唱歌 おべんとうの歌</p>	<p>設備と経費が許し給食出来れど理想的である (イ) 一定の場所に行儀良くお座りお辨當、箸等を用意… (ロ) お開き「お召りなさい」「頂きます」「御馳走さま」等作法を習はせる感謝の氣分を表はさしめる (ハ) 良く咀嚼すること、御飯をこぼさない様に注意 (ニ) 子供の偏食に注意する (ホ) お湯の熱さを加減すること、配り方にも注意が肝要 (ヘ) お辨當の始末、親切に、念入に (ト) お辨當を所定の場所へ納める (チ) 子供に食後に合嗽をさせる</p>
<p>7、自由遊び</p>	<p>(イ) 元氣に自由に遊ばせる (ロ) 一緒に遊んでやる、細かな注意を配つて… (ハ) 一緒に遊べない子供の誘導にも心して… (ニ) 遊具、玩具の遊び方を補導すること (ホ) 集團遊びの誘導にも意を用ひる…</p>
<p>8、午 睡 午後一時半より 午後三時まで</p>	<p>(イ) 安靜に眠りに誘導する</p>

<p>9、自由遊び</p>	<p>(イ) お話、紙芝居、繪本等…</p>
<p>10、お八つ 午後四時頃</p>	<p>(イ) 運動のあとの幼児の一番嬉しいお八つの時間… 鼻汁、お便所、お手洗を済ませ (ロ) 一定の場所に整座せ (ハ) 行儀よくお座り、年長兒交互に主人役となり「お盛り」「お配り」を終つて眼目感謝、どうぞ「お召り下さい」「頂きます」「御馳走さま」等の作法を教へる (ニ) 靜かに頂きませう等…と お八つの後のくつろぎ(隨意)</p>
<p>11、自由遊び</p>	<p>この間に… (イ) お歸りのお仕度 (ロ) 辨當、帽子等忘れ物のない様、履物の紛失等ない様に注意 (イ) 左様なら…教へる (ロ) 歸途のことを注意して… (ハ) 先を競はぬ様制しつゝ (ニ) 一人で歸れない子供は送つてやる親切をもつて上げねばならない (ホ) 雨具はしつかり着せてやる (ヘ) 時に家庭への通信等も忘れずに(偶には子供の作品をお土産に持ち歸らせること等もよい事である)</p>
<p>12、退 所 午後六時頃 唱歌 さようならの歌</p>	<p>(イ) 左様なら…教へる (ロ) 歸途のことを注意して… (ハ) 先を競はぬ様制しつゝ (ニ) 一人で歸れない子供は送つてやる親切をもつて上げねばならない (ホ) 雨具はしつかり着せてやる (ヘ) 時に家庭への通信等も忘れずに(偶には子供の作品をお土産に持ち歸らせること等もよい事である)</p>

(參考)

新潟縣保育所事業獎勵規程

(昭和十五年二月二十三日
新潟縣令 第六三號)

第一條 保育所(託兒所ヲ含ム以下同シ)ノ事業ヲ獎勵スル爲本規程ニ依リ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ獎勵金ヲ交付ス

第二條 獎勵金ヲ交付スルキ保育所ハ左ノ各號該當ノモノヲ付選定ス

- 一 常設保育所ニ在リテハ
 - イ 相當程度ノ設備ヲ有スルモノナルコト
 - ロ 保育婦(保姆)ハ相當ノ知識經驗ヲ有スル者ヲ以テ之ニ充テ、其ノ他保育ニ從事スル者(助手)トヲ併セ乳兒ニ在リテハ、約五人ニ付一人ノ割、幼兒ニ在リテハ約二十人ニ付一人ノ割ニ有スルモノナルコト
 - ハ 保育期間ハ、開所實日數二百日以上ナルコト
 - ニ 保育時數ハ、一日十時間以上ナルコト
 - 但シ季節ニヨリ多少短縮スルコトヲ得
 - ホ 保育兒數ハ、乳幼兒ヲ合セ、平均一日三十名以上ナルコト
 - ヘ 保育内容、經營ノ狀況共ニ適正ナルコト
- 二 季節保育所ニ在リテハ
- イ 相當程度ノ設備ヲ有スルモノナルコト

- ロ 保育婦（保姆）ハ相當ノ知識經驗ヲ有スル者ヲ以テ之ニ充テ、其ノ他保育ニ從事スル者（助手）トヲ併セ乳兒ニ在リテハ約五人ニ付一人ノ割、幼兒ニ在リテハ約二十人ニ付一人ノ割ニ有スルモノナルコト
- ハ 保育期間ハ、一季開所實日數十五日以上ナルコト
- ニ 保育時數ハ、一日十時間以上ニナルコト
- ホ 保育兒數ハ、乳幼兒ヲ合セ、平均一日三十名以上ナルコト
- ヘ 保育内容、經營ノ狀況共ニ適正ナルコト
- 第三條 獎勵金ハ保育所ノ設置並其ノ經營ニ要シタル經費精算ノ内ヨリ公共團體及營利ヲ目的トセサル法人ヨリノ補助助成又ハ寄附、其ノ他ノ名儀ニ依リ交付ヲ受ケタル收入ヲ控除シタル殘額ノ二分ノ一以內ニ於テ之ヲ交付ス
- 但シ前項ノ歩合ハ特別ノ事由アル場合ニ於テハ三分ノ二迄増加スルコトヲ得
- 第四條 市町村長ハ管内ニ於テ開所セントスル保育所（季節保育所ニ在リテハ各季分共）ヲ豫メ調査シ、毎年五月末日限別記第一號様式ニ依リ之ヲ知事ニ報告スヘシ
- 第五條 獎勵金ノ交付ヲ受ケントスルモノハ毎年十一月末日限別記第二號様式ニ依ル事業成績書ヲ添付シ知事ニ申請スヘシ
- 前項ノ申請書ハ施設所在地ノ市町村ヲ經由スルコトヲ要ス
- 第六條 市町村長前條ノ申請書ヲ受理シタルトキハ、其ノ適否ヲ調査ノ上意見ヲ具シ速ニ知事ニ進達スヘシ
- 第七條 知事ハ獎勵金ノ交付ヲ受ケタルモノニ對シ、當該官吏若ハ吏員ヲシテ帳簿、設備、其ノ

他ニ付之ヲ檢査セシメ、又ハ必要ナル命令ヲ發スルコトヲ得

第八條 獎勵金ノ交付ヲ受ケタルモノノ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ獎勵金ノ全部又ハ一部ノ返還ヲ命スルコトアルヘシ

- 一 前條ノ命令ニ趣反シ又ハ檢査ヲ拒ミタルトキ
- 二 事業執行ニ關シ又ハ獎勵金ノ使途ニ付不正アリト認メタルトキ

第一號様式

年 月 日

市郡

町長名

印

新潟縣知事

殿

保育所調査報告ニ關スル件

昭和十五年二月二十三日新潟縣令第六號保育所事業獎勵規程第四條ニ依ル調査左記ノ通及報告候也

記

常設又ハ季節 保育所ノ區別	名 稱	設置場所	經營主体	代表者 職氏名	保育期間	保育時間	平均一日見込 保育兒數	豫算額	備考
至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自
年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	時分	時分	人	円	
日間	日間	日間	日間	日間	時間	時間	人		

常設 (又ハ季節) 保育所事業成績書 (年十一月末日限提出)

名 稱	所在地	經營主體	後援團體	開所期間 自 月 日 時 分 至 月 日 時 分	保育時間 自 月 日 時 分 至 月 日 時 分	在籍兒童數	平均 保育兒童數	開所中 兒童延入員	創立 年月日	代表 氏名	職名	起源及沿革 ノ大要	印刷 年月日	設立 年月日	法人許可 年月日		
																同中軍人遺 家族子女數	同右世帶數
方 法	保 育	送 迎 方 法	おやつ回数品種	保育用具	坪・運動場	坪	衛生設備ノ概要	給食ノ有無主、食物、副食物、共同炊爨ノ有無	附帶事業ノ概要	其ノ他							
建 設	備 物	保 育 室	坪	坪	坪	坪	坪	坪	坪	坪	坪	坪	坪	坪	坪	坪	
童 兒 籍 在	區 域	受 託	計	別 性 年 齡	未 一 歲	二 歲	三 歲	四 歲	五 歲	六 歲	七 歲	計	同中軍人遺 家族子女數	同右世帶數	在籍兒童世帶數	平均 保育兒童數	開所中 兒童延入員
保 育 料	保 育 料 (一 人)	二 付	錢)	人・無料	助 手	人											
職 名	職 名	職 名	職 名	職 名	職 名	職 名	職 名	職 名	職 名	職 名	職 名	職 名	職 名	職 名	職 名	職 名	職 名
年 齡	年 齡	年 齡	年 齡	年 齡	年 齡	年 齡	年 齡	年 齡	年 齡	年 齡	年 齡	年 齡	年 齡	年 齡	年 齡	年 齡	年 齡
氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名	氏 名
學 年	學 年	學 年	學 年	學 年	學 年	學 年	學 年	學 年	學 年	學 年	學 年	學 年	學 年	學 年	學 年	學 年	學 年
給 料	給 料	給 料	給 料	給 料	給 料	給 料	給 料	給 料	給 料	給 料	給 料	給 料	給 料	給 料	給 料	給 料	給 料
軍人遺家族子 女ニ對スル優 遇方法等																	
財 產 收 入	財 產 收 入	財 產 收 入	財 產 收 入	財 產 收 入	財 產 收 入	財 產 收 入	財 產 收 入	財 產 收 入	財 產 收 入	財 產 收 入	財 產 收 入	財 產 收 入	財 產 收 入	財 產 收 入	財 產 收 入	財 產 收 入	財 產 收 入
事 業 收 入	事 業 收 入	事 業 收 入	事 業 收 入	事 業 收 入	事 業 收 入	事 業 收 入	事 業 收 入	事 業 收 入	事 業 收 入	事 業 收 入	事 業 收 入	事 業 收 入	事 業 收 入	事 業 收 入	事 業 收 入	事 業 收 入	事 業 收 入
補 助 金	補 助 金	補 助 金	補 助 金	補 助 金	補 助 金	補 助 金	補 助 金	補 助 金	補 助 金	補 助 金	補 助 金	補 助 金	補 助 金	補 助 金	補 助 金	補 助 金	補 助 金
町 村 費	町 村 費	町 村 費	町 村 費	町 村 費	町 村 費	町 村 費	町 村 費	町 村 費	町 村 費	町 村 費	町 村 費	町 村 費	町 村 費	町 村 費	町 村 費	町 村 費	町 村 費
寄 附 金	寄 附 金	寄 附 金	寄 附 金	寄 附 金	寄 附 金	寄 附 金	寄 附 金	寄 附 金	寄 附 金	寄 附 金	寄 附 金	寄 附 金	寄 附 金	寄 附 金	寄 附 金	寄 附 金	寄 附 金
雜 收 入	雜 收 入	雜 收 入	雜 收 入	雜 收 入	雜 收 入	雜 收 入	雜 收 入	雜 收 入	雜 收 入	雜 收 入	雜 收 入	雜 收 入	雜 收 入	雜 收 入	雜 收 入	雜 收 入	雜 收 入
合 計	合 計	合 計	合 計	合 計	合 計	合 計	合 計	合 計	合 計	合 計	合 計	合 計	合 計	合 計	合 計	合 計	合 計

財 產 收 入	財 產 收 入	財 產 收 入	財 產 收 入	財 產 收 入	財 產 收 入	財 產 收 入	財 產 收 入	財 產 收 入	財 產 收 入	財 產 收 入	財 產 收 入	財 產 收 入	財 產 收 入	財 產 收 入	財 產 收 入	財 產 收 入	財 產 收 入
事 業 收 入	事 業 收 入	事 業 收 入	事 業 收 入	事 業 收 入	事 業 收 入	事 業 收 入	事 業 收 入	事 業 收 入	事 業 收 入	事 業 收 入	事 業 收 入	事 業 收 入	事 業 收 入	事 業 收 入	事 業 收 入	事 業 收 入	事 業 收 入
補 助 金	補 助 金	補 助 金	補 助 金	補 助 金	補 助 金	補 助 金	補 助 金	補 助 金	補 助 金	補 助 金	補 助 金	補 助 金	補 助 金	補 助 金	補 助 金	補 助 金	補 助 金
町 村 費	町 村 費	町 村 費	町 村 費	町 村 費	町 村 費	町 村 費	町 村 費	町 村 費	町 村 費	町 村 費	町 村 費	町 村 費	町 村 費	町 村 費	町 村 費	町 村 費	町 村 費
寄 附 金	寄 附 金	寄 附 金	寄 附 金	寄 附 金	寄 附 金	寄 附 金	寄 附 金	寄 附 金	寄 附 金	寄 附 金	寄 附 金	寄 附 金	寄 附 金	寄 附 金	寄 附 金	寄 附 金	寄 附 金
雜 收 入	雜 收 入	雜 收 入	雜 收 入	雜 收 入	雜 收 入	雜 收 入	雜 收 入	雜 收 入	雜 收 入	雜 收 入	雜 收 入	雜 收 入	雜 收 入	雜 收 入	雜 收 入	雜 收 入	雜 收 入
合 計	合 計	合 計	合 計	合 計	合 計	合 計	合 計	合 計	合 計	合 計	合 計	合 計	合 計	合 計	合 計	合 計	合 計

424
49

備考

- ① 季節保育所ニ在リテハ、各開所季毎ニ作製スルコト
- ② 季節保育所決算高、豫算高ハ各季毎ニ分割記入シ、決算高ハ前年同季ノ決算高ヲ掲記スルコト
- ③ 開所中保育児童延人員欄ニハ保育児童延人員ヲ掲記シ、尙軍人遺家族子女保育延人員ニツイテハ括弧ヲ附シ再掲スルコト

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

終

